

行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等に係る教示制度取扱い要領の制定について（通達）

〔 最終改正 平成28. 3. 31 例規監第22号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

行政事件訴訟法（昭和37年法律第 139号）の一部改正に伴い、みだしの要領を下記のように定め、平成17年4月1日から実施することとしたから、誤りないようにされたい。

記

行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等に係る教示制度取扱い要領

1 趣旨

この要領は、行政庁が、処分又は裁決（以下「処分等」という。）をする場合において、当該処分等が、行政事件訴訟法（以下「行訴法」という。）に基づく処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）をすることができるものであるときにおける、行訴法第46条の規定による処分等に係る取消訴訟の被告とすべき者、出訴期間等の事項を相手方に対して書面で教示する制度の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 教示しなければならない場合

次の処分等をする場合は、行訴法第46条の規定により、その相手方に対して取消訴訟等の提起に関する事項を教示しなければならない。

- (1) 取消訴訟を提起することができる処分等をする場合（行訴法第46条第1項）
- (2) 法律に処分についての審査請求に対する裁決に対してのみ取消訴訟を提起することができる旨の定めがある場合（行訴法第46条第2項）
- (3) 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分等に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするものを提起することができる処分等をする場合（行訴法第46条第3項）

3 教示を行うべき処分

行訴法上、教示を行うべき処分とは、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為（裁決を除く。）と定義されている。

なお、行政庁の公権力の行使には当たらないため処分できないとされる場合は、取消訴訟を提起することができないため教示の必要はない。

4 教示の相手方

教示の相手方は、当該処分等の相手方となる。

なお、特定の名あて人がいない処分については、処分の相手方がいないことから、教示すべき場合には当たらない。

5 教示を行わなかった場合の影響

教示を行わず、又は誤った教示を行ったりした場合であっても、そのことのみを理由として、当然に、処分等が取り消されるべきものとなり、又は無効となるものではないが、出訴期間を経過した場合の「正当な理由」等の判断要素となることが考えられる。

6 教示事項

- (1) 取消訴訟を提起することができる処分等をする場合

ア 行訴法で教示が義務付けられている事項

- (ア) 取消訴訟の被告とすべき者（行訴法第46条第1項第1号）
- (イ) 取消訴訟の出訴期間（同項第2号）
- (ウ) 当該処分が審査請求前置主義である場合は、その旨（同項第3号）
- イ 法定事項ではないが、行政事件訴訟による権利利益の救済を得る機会の十分な確保といった観点から、教示することが望ましいとされる事項
  - (ア) 取消訴訟の被告の代表者
  - (イ) 取消訴訟の管轄裁判所
  - (ウ) 取消訴訟の1年の出訴期間（処分の相手方の居所が不明の場合など、処分の内容を相手方が直ちに知るところとならないような可能性がある場合に限る。）
  - (エ) 審査請求に対する裁決を経た場合の出訴期間
  - (オ) 審査請求前置である場合の例外
- (2) 裁決主義の定めがある処分をする場合
  - 処分に関する審査請求の裁決に対してのみ取消訴訟が提起できることが法律で定められている場合は、その旨（行訴法第46条第2項）
- (3) 形式的当事者訴訟を提起することができる処分等をする場合
  - ア 当該訴訟の被告とすべき者（行訴法第46条第3項第1号）
  - イ 当該訴訟の出訴期間（同項第2号）

## 7 教示の方法

教示は、書面で行うことを要する。この場合において、その教示方法は、処分の通知書と一体となる同一の書面で行い、又は処分の通知書とは別に教示すべき事項を記載した説明書のよような書面を交付することにより行うものとする。

## 8 教示の文例

処分の相手方に対して行う教示の文例は別記のとおりとし、処分の形式、内容等に応じて、適宜、必要な修正を行うこと。この場合において、教示事項のうち、前記6の(1)のイの(ウ)の事項及び1年間の審査請求期間に係る事項については、処分の相手方の居所が不明の場合など、処分の内容を相手方が直ちに知るところとならないような可能性がある場合に教示すれば足りるものとする。

## 別記

### 1 処分に対して審査請求及び取消訴訟の提起の双方が認められている場合（自由選択主義）

（教示）

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府公安委員会（経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、判決のあった日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 2 法律に処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ処分の取消しの訴えを提起することができない旨の定めがある場合（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和55年法律第36号）等によるもの）（審査請求前置主義）

（教示）

- 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、国家公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として（訴訟において京都府を代表する者は、京都府公安委員会となります。）京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この判決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - （1）審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。
  - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。